

家庭内暴力における暴力の双方向性と連鎖についての研究

—個人のライフコースの視点から—

ヤマニシ ヒロミ ヤマサキ コ
山西 裕美*¹ 山崎 きよ子*²

目的 1980年代の日本では、子どもから親への暴力は家庭内暴力と呼ばれ、家庭病理現象として問題視された。しかし、今日、家庭内では、子どもから親への暴力だけでなく、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、児童虐待・老人虐待など様々な種類の暴力が起こっていることが表面化してきた。本研究は、このような家庭内における暴力の仕組みについての解明と考察を行うことを目的とした。

方法 平成14年3月から7月にかけて、宮崎県内4市でアンケート調査を行い、家庭内暴力の被害と加害の現状などについて尋ねた。また、平成14年3月から平成15年3月の1年間にわたり、女性相談センターや市老人福祉課・在宅介護支援センター・児童養護施設などで聴き取りを行い、保護された女性や老人・児童などのケースについて検討を行った。

結果 ドメスティック・バイオレンスなど家庭内に暴力があることは、同時に子どもも暴力の対象となるだけでなく、子どもにとっては暴力の社会的学習の場となる危険性が高い。さらに、被害者である妻が、より弱者である子どもに対して、自分の受けたストレスを向けるといった“暴力の連鎖”の構造の問題がある。また、ドメスティック・バイオレンスは、年数の経過に伴って介護問題などが生じると老人虐待等の問題へ発展していくことが分かった。このように、家庭内における暴力は、個人のライフコースを通じ、色々な形態をとりながら連鎖する“暴力のスパイラル現象”を描いていくものである。

結論 現実には、家庭内で1つの問題だけが起きているのではなく、多問題家族として問題が連鎖し、発展するという形をとっていることが判明した。しかし、現状は、老人・児童・女性に対し各機関がバラバラに対応し、情報の連携も取られてはいない。このような暴力から家族を救うためには、個人を対象とする今の支援方法から家族全体に対する支援の方法に切り替えていくべきではないかと考える。そのため、今後の課題としては、家族を対象とした相談窓口の設置が求められる。家族内で起こる様々な葛藤はどの家庭でも起こり得ることであり、このような初期の段階でのサポートによって問題の暴走を食い止めることができると思われる。

キーワード 家庭内暴力、暴力のスパイラル、暴力の連鎖、家族支援、ファミリーサポートセンター、家族保全

I 緒 言

1980年代の日本では、子どもから親への暴力は家庭内暴力と呼ばれ、家族病理現象として問

題視された。しかし、今日、家庭内では、子どもから親への暴力だけでなく、ドメスティック・バイオレンス（ここでは下記法律に準じ“配偶者からの暴力”を指し、事実婚も含む。以下「D.V.」）をはじめ、児童虐待・老人虐待など様々な種類の暴力が起こっていることが表面化してき

* 1 九州保健福祉大学社会福祉学部講師 * 2 同助教授

た。

本来安らぎの場とされる家庭において、なぜ、このような暴力が存在するのか。現代社会において、家族員の情緒的安定は、集団としての家族に残された数少ない機能の1つとしてとらえられてきた。しかし、家庭内には愛情に満ちた友好的雰囲気常在に漂うものと考えるのはそもそも誤りであろう。例えば、今日こそ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)も制定され、D.V.は社会問題として取り上げられるようになったが、それ以前の時点では、社会的事実としてあっても社会がそれを問題として認識してこなかった経緯がある¹⁾。

しかも、D.V.など家庭内に暴力があることは、子どもも暴力の対象となるだけでなく、子どもにとっては、暴力の社会的学習の場となる危険性が高い。また、今まであまり指摘されてこなかったが、配偶者から暴力を受けた被害者が、今度はより弱い存在である子どもへそのストレスを向けるという家庭内での“暴力の連鎖”の問題が起こっている。さらに、中高年期には夫から妻への暴力としてあった問題が、老年期には妻から夫への介護放棄という老人虐待に拡大していくという時系列的な“暴力の連鎖”も起こっている。このように、家庭内の暴力は、個人のライフコースを通じて被害者が加害者にも発展していくものである。

すなわち、家庭内の問題は必ずしも単独では存在しておらず、むしろ多問題家族として、問題の複層構造の中に存在している。しかし、現状では、問題ごとに対応機関がバラバラなため、結果として必要な情報が途絶えてしまう可能性も高い。

以上のことから、本稿は、子から親への暴力に限らず、家庭内に発生する様々な形態の暴力を家庭内暴力と理解する。そして、アンケート調査と事例調査によって、家庭内における暴力が、個人のライフコースを通じて色々な形を取りながら連鎖する“暴力のスパイラル”現象を解明し、現在これらの暴力に対しバラバラに張られたネットについて家族支援の視点から考察

することを目的とした。

II 方 法

本研究は、前述の研究目的に従い、家庭内での暴力についての4,000件のアンケート調査を行うと同時に、女性や子ども、老人など暴力の被害者についてのケース研究を行った。具体的には、平成14年3月から7月にかけて、宮崎県内4市でアンケート調査を行い、調査時点から過去1年間における家庭内暴力の被害と加害の現状について尋ねるとともに、心身の健康状態や意識、サポートネットワークなどについても調べた。回収数は1,402(回収率35.1%)で、有効回答数1,332(有効回答率33.3%)のうち、男性が385(28.9%)、女性が947(71.1%)であった²⁾。

また、平成14年3月から平成15年3月の1年間にわたり、女性相談センターや市老人福祉課・在宅介護支援センター・児童養護施設などで聴き取りを行い、保護された女性や老人・児童など13ケースについて背景や保護ルートについて検討を行った²⁾⁻⁶⁾。

III 結 果

(1) 暴力の双方向性

今回の調査では、身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・ネグレクトについてそれぞれ3項目、性的暴力1項目の計16項目について調べた⁷⁾⁸⁾。その結果、著しい暴力傾向というよりは、社会的・精神的暴力のような今まで暴力と認識されない内容のものが高い割合を占めていた。また、被害割合の高い項目では性差もみられず、1年間に受けた暴力の種類を総計を性差で比較しても、統計的有意差はみられなかった。このことから、一般の家庭において暴力が夫から妻へ一方的に振るわれているとは考えにくい(図1)²⁾。

つまり、一般家庭では、身体的暴力は暴力として認識しやすい反面、社会的暴力や精神的暴力のような、行為者自身も暴力の自覚をもちにくい内容がよくみられる。この社会的暴力や精

神的暴力は、一部を除き性差がなく、男女ともに行った側でも加害者意識がもたれにくいと思われる。このように、家庭内では、普段、特に意識されないことが様々な葛藤となって潜在的に蓄積されていく可能性をはらむと考えられる。このような加害者意識をもたない行為が双方向で日常的に繰り返される結果、家庭内に蓄積されたストレスが誘引となって精神的苛立ちをひき起こし、より激しい暴力行為へと発展する可能性が秘められている。

(2) 暴力の連鎖

本調査では、家庭内での暴力の被害状況だけでなく、同じ16項目について自分の加害状況とその加害対象者を調べている。女性が標本の約7割を占めるため、自分が受けた暴力は夫によるものが多くを占めた。一方、家庭内での暴力については、その暴力の向かう対象は「子ども」であることも少なくない。特に、その傾向が著しかった3つの項目についての加害対象(被害者)を図2に示した。

この図からも、家庭内での暴力は1つの暴力行為にとどまらず、他にも被害が拡大している傾向がうかがえる。これまで、D.V.についての研究では、夫から妻への加害行為ばかりが問題視されている。しかし、被害者である妻は、より弱者である子どもへそのストレスを向けることにより加害者となる。その意味では、被害者が加害者になったり、加害者が被害者になったりという逆転現象が起り得るのである。

今回の調査で得られた事例を検討すると、個人のライフコースを通じての暴力の連鎖の現象

図1 この1年間に起こった家庭内暴力の被害(性別比較)

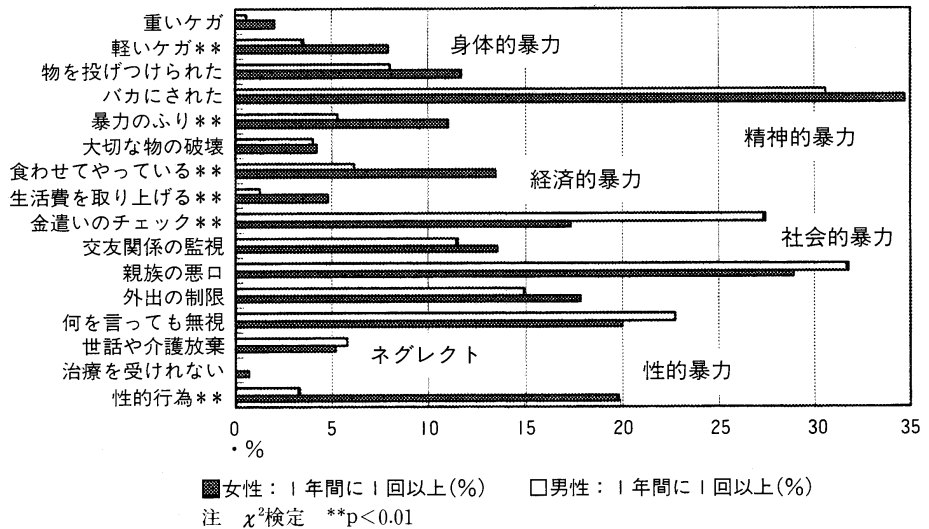
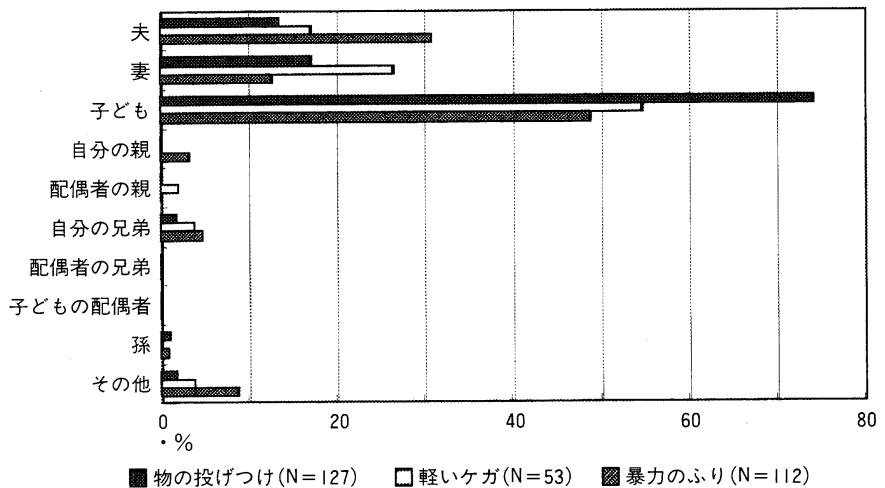


図2 家庭内での暴力の被害者



もみられる。児童虐待の被害者が成長して子どもをもつと、その子どもに対して同じように虐待することはよく指摘されることである。同様に、小さいころ、親のD.V.を見て育った子どもが成長して自分もD.V.の加害者になったことが今回のケースにみられた。ほかにも、父親から暴力を受けた子どもが社会に対して暴力を行ったケースや、夫からのD.V.被害者である妻が子どもに対してネグレクトを行ったケースもあった。次のケースは、中高年期のD.V.が老年期の老人虐待へと発展した例である²⁾。

(ケースNO.3)

家族構成は夫(71歳)と妻(60歳)の2名。夫は、下半身麻痺があり、寝たきりの状態であった。平成14年3月初旬、民生委員から在宅介護支援

センター経由で市福祉事務所・高齢者対策課に、「妻が寝たきりの夫を捨てて出て行った」との連絡があった。

夫は寝たきりのまま身近に棒を置いておき、それで妻を殴っていたとのことであり、介護中に殴るので、妻は殴られるときにとっさに逃げられなかった模様。妻は、献身的に介護しており、福祉サービスは一切利用していなかった。夫のショートステイ入所後、夫の希望により再び家に戻るも、夫の暴力の再発により妻は再び家出、離婚に至る。

夫はもともと荒っぽい仕事で、暴力については生活上の背景があったということである。夫は、妻の家出、離婚の原因が自分の暴力であることが最後まで理解できなかった。

一方的被害者としての妻であることばかりが強調され、被害者と加害者の二項対立的枠組みとしてとらえる従来の視点では、家庭内での暴力がこのように連鎖し拡大していくことへの対応が取れない。家庭内での暴力については、1つの現象にのみ焦点を当てるのではなく、当事者とその人を取り巻く家族も含めた人間関係を考慮する必要があることが分かる⁹⁾¹⁰⁾。

(3) 暴力のスパイラル現象

このように、家庭内での暴力の双方向性や連鎖の現象についてみていくと、家庭内の暴力は、

「被害者／加害者」と明確に分けられないことが理解できる。さらに、これらの家庭内暴力の現象に、ライフコースという時間軸を入れてみると、「暴力のスパイラル」が見えてくる。

児童虐待と非行の研究では、家庭裁判所の調査官等によって、被害者が加害者になったり加害者が被害者になったりという、逆転現象を伴う円環理論による解説が用いられているが、家庭内の暴力も同様である¹¹⁾¹²⁾。今回のケースにもあったが、幼児期に児童虐待の被害者であった子どもが、成長して親に暴力を振るったり非行に走ったりなど加害者になることもある。また、成人期に、児童虐待やD.V.の加害者であったものが、その老年期に妻に介護放棄され、子どもも寄り付かないというネグレクトの被害者になることも起こっている²⁾。

家庭内の暴力に対し、ライフコースという時間軸を取り入れてみると、その誕生から死亡までを通じ、個人は被害者にも加害者にもなり得る。このように、家庭内での暴力は、個人の生涯を通じて時系列的に連鎖し、スパイラルを描いていくことが分かる(図3)²⁾。

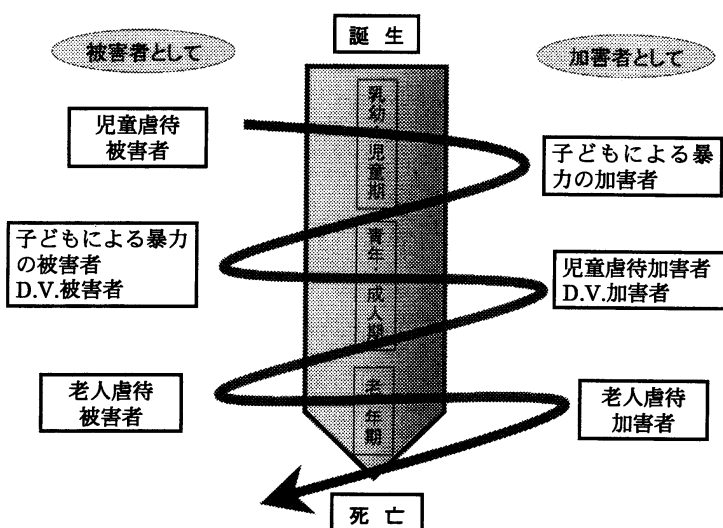
IV 考 察

(1) 家庭内暴力の背景-家族問題の閉塞性

以上、今回の調査結果からもわかるように、D.V.や児童虐待、老人虐待など家庭内の暴力は特殊な家庭の問題ではなく、ごく日常的なものとしてある。しかし、家族の情緒面に重点を置き、その成員間の愛情で支えられた福祉機能を前提とした従来の家族観とは全く異なった一面を呈するものであることも事実である。むしろ、そのため、家庭内には、そもそも様々なストレスがあるという事実自体が見過ごされてきたともいえる。

戦前の家父長制下においては、いわゆる家族の問題が外部にもれるのは「家の恥」として、戸主責任下に隠ぺいされやすい性格をもっていた¹³⁾。戦後、民主化施策の中、夫婦間や親子間の愛情の絆が強

図3 ライフコースにおける家庭内暴力のスパイラル現象



調される近代家族観のもとでは、「家族は福祉の含み資産」ととらえられていた。「日本型福祉社会」という福祉施策下では、家族介護力に期待をかけ、家族は社会福祉の肩代わりをするものとしてとらえられてきた。また、一般意識としてもあった『家族神話』への依存のため、家族は福祉介入の対象とはなっていない経緯がある。

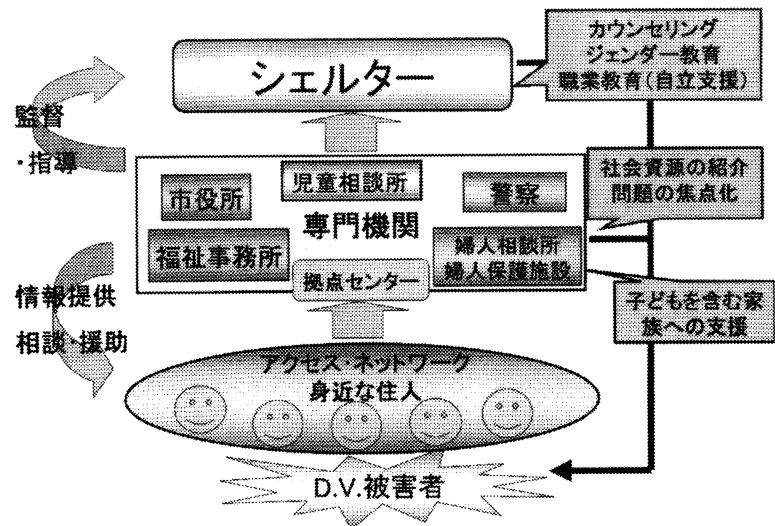
今回のアンケート調査において、「家庭内のことを他人に話すべきでない」という意見や「家庭内の問題は家族間で解決すべき」とする意見もまだ強く支持されていることが判明した²⁾。このような意識の現状において、いざ自分達で解決のつかない問題が発生したとき、家族外へ援助を求めることは難しい。そのため、普通の家庭にある現状が見落とされ、家庭内での問題が隠ぺい化されることが懸念される。

(2) 被害者保護モデルの検討

筆者らは、D.V.被害者保護について概念図を作成した(図4)²⁾。今回の調査研究で明らかになったが、被害者は初めから専門家のところに相談に行くことはほとんどない。家族問題で相談を求める対象は、第1が配偶者、次が親兄弟姉妹の親族、そして友人や職場の同僚である²⁾。D.V.の場合、配偶者は相談対象となりえないのは当然であるが、それ以外の親族、友人知人といずれの場合でもインフォーマルな個人である。そこでインフォーマルな個人をエンパワメントすることが有効であると思われる。これらの身近な人がアクセスネットワークを地域に張り巡らすことで拠点センターへ情報をつなぐことが可能になると考える。拠点センターではより専門性の高い機関に振り分けていくのであるが、そのためには被害者の問題を焦点化する作業が必要である。

また、筆者らがモデル事業を展開した市の関係専門機関や行政部署は15か所にも上った。これらの関係機関・部署が連携し、情報の一元化を図るためのコーディネート機能も拠点センタ

図4 D.V.被害者保護のシステム



ーには必要である。

まず、被害者は必要があれば拠点センターからシェルターへなるべくスムーズに保護されるべきであるがシェルターに関する吟味も必要である。閉鎖性の高いこれらの施設で、なお心身にダメージを負った被害者として保護される状況を考えると、シェルターの安全性はもとより、公平性や被害者人権に関する配慮がなされているかなど、第1種社会福祉事業に匹敵するような公的財源支援と厳しい指導監督が必要と思われる。その上で、カウンセリング、ジェンダー教育、自立支援のための職業教育等のプログラムが用意されていることが望ましい。

V 結 語

今まで指摘してきたように、家庭内で起こる様々な暴力については、被害者の年齢によって対応する機関が分かれており、これらの連携に乏しい。例えば1つの家庭で児童虐待とD.V.が同時に起こった場合、子どもは児童相談所から児童養護施設に措置され、母親は婦人相談所の一時保護所からシェルターへと別々に保護される³⁾⁶⁾。彼らは暴力の被害者としての苦痛を味わうと同時に、家族の分断、家庭崩壊の苦痛も同時に味わう。このような家族崩壊を避けたいがためにD.V.に耐えざるを得ないと考える女性もいる。このような暴力から家族を救うためには、

個人を対象とする今の支援方法から家族全体に対する支援の方法に切り替えて行くべきではないかと考える¹⁴⁾。

その方法としては家族を対象とした相談窓口の設置が求められる¹⁵⁾。家族内で起こる様々な葛藤はどの家庭でも起こり得ることであり、このような初期の段階で問題の暴走を食い止めることができるかもしれない。社会福祉援助技術やカウンセリングといった話をよく聴く訓練を受けた専門家による、気軽に愚痴を聞いてもらえる場を設定することで、その話の中から重大な問題を未然に防ぐことができるかもしれない。あくまでそれらが身近で受けられるという仕組み作りが求められる。現在、在宅介護支援センターは高齢者のみを対象に中学校エリアの単位で設置されており、高齢者虐待については深く関与していることが今回の調査から明らかである²⁾。さらに、高齢者に関する様々な相談を受けることが多く、身近な住人が気軽に相談に利用している。この在宅介護支援センターの機能を高齢者に限定することなく家族に拡大できないだろうか。つまり、在宅介護支援センターをファミリーサポートセンターに機能拡大することで、介護保険の介護支援事業所と一線を画し、地域の家族福祉に大きく貢献できる場とすることが可能と考える。在宅介護支援センターが、ときには訪問というアウトリーチの手法を使って地域高齢者の把握を行っていることも、閉鎖された家族空間で行われている暴力への対策に有効であることが示唆される。現在の在宅介護支援センターに専門職の職員を加えることでこれらは可能となる。

次に、加害者対策である。現在、加害者は犯罪者として逮捕され処罰される。しかしこの犯罪者は夫であり、子どもの親である。被害者が望むのは、夫を犯罪者にすることではなく、暴力を止めることであり、また暴力が再び繰り返されないことである。さらに現在の制度では、自分の子どもの父親が犯罪者になることを避けるために被害者からの発信が遅れることもある。加えて先にみたように、加害者は一方的にすべての面で加害者ではない。幼いころは暴力の被

害者として暴力を刷り込まれていることもある。このようなことから、加害者に対する治療的回復プログラムの開発や、それらを受講することの義務づけが必要である。このようなプログラム受講によって犯罪者というレッテルを貼られることなく、被害者の早期救済、ひいては家族保全を図ることが可能である。

本研究は、平成13年度と14年度の文部科学省科学研究費補助金（研究代表者：山崎きよ子）に基づくものである。

文 献

- 1) 警察庁. 平成12年版警察白書. 東京：ぎょうせい, 2000.
- 2) 山崎きよ子, 山西裕美. ドメスティック・バイオレンスについての調査研究 平成13年度～14年度文部科学省研究費補助金研究成果報告書, 2003.
- 3) 宮崎県中央福祉相談センター. 婦人保護あゆみ-平成13年度実績：宮崎県, 2002.
- 4) 多々良紀夫編著. 高齢者虐待-日本の現状と課題. 東京：中央法規出版, 2001.
- 5) Simon Biggs, Chris Phillipson and Paul Kinguston. 鈴木真理子監訳. 老人虐待論-ソーシャルワークからの多角的視点. 東京：筒井書房, 2001.
- 6) 宮崎県中央児童相談所. 子ども虐待・援助の手引き：宮城県, 2003.
- 7) Straus M.A., Measuring Intrafamily Conflict and Violence: The Conflict Tactics (CT) Scales, *Journal of Marriage and the Family*, 1979.
- 8) 内閣総理府男女共同参画室. 男女間における暴力に関する調査, 2000.
- 9) Straus M.A., Gelles, R.J. and Steinments, S.K. 小中陽太郎訳. 閉ざされた扉のかけで-家族間の愛と暴力. 東京：新評論, 1981.
- 10) 熊谷文枝. アメリカの家庭内暴力. 東京：サイエンス社, 1983.
- 11) 家庭裁判所調査官研修所監修. 児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究-深刻化のメカニズムを探る. 東京：司法協会, 2003.
- 12) 廣井亮一. 非行少年-家裁調査官のケースファイル. 東京：宝島社, 2001.
- 13) 鶴野隆浩. 家族福祉の歴史的展開. 家族福祉論. 東京：勁草書房, 2002；19-25.
- 14) リーサ・カプラン, ジュディス・L・ジラルド. 小松源助監訳. ソーシャルワーク実践における家族エンパワーメント-ハイリスク家族の保全を目指して. 東京：中央法規出版, 2001.
- 15) 山崎きよ子, 山西裕美. 家庭内暴力についての研究-意識と実態及びsafety netの在り方-九州保健福祉大学研究紀要第4巻, 2003；31-40.